

書類作成及び事業計画の留意点について

書類作成に当たっては、次の事項に留意をお願いします。

1 共通事項（事業計画に関すること）

- ・次年度の事業実施に向けて熟度のあるものが対象になります。施設整備面においては、基本設計程度ができているものを提出が可能な事業計画の水準とします。このとき、見積書については国の積算基準に基づき、積算事務所が作成した中項目程度のものとしてください。
- ・事業計画の提出に当たっては、設備基準の充足について、指定権者と調整の上、提出してください。設備基準に適合しているかについては、施設整備の担当では確認しません。
- ・複数の事業（補助金）により合築整備をする場合、面積按分など合理的な方法により事業費を算出してください。このとき、共有面積が存在する場合は、共有する事業の定員按分など合理的な方法を用いて按分をした上で、各事業の専有面積と合算し、事業別の面積比率を定める方法をとってください。事業計画は全体事業と補助対象事業の2つ（以上）を提出してください。
- ・近年、全国において補助要望の金額が国の予算額を大幅に上回っていることから、補助が付かない場合の事業計画についても、考慮するようにしてください。

2 事業計画書①（様式1）

- ・「2 施設整備費に係る事業計画」の（1）のアの（ウ）施設整備の区分については、次の整備区分から選択して記載してください。

i）障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行う事業所に限る。）、障害児入所施設、児童発達支援センター及び障害児通所支援事業所（児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所に限る。）の場合

- ① 創設、②増築、③改築、④大規模修繕等、⑤老朽民間社会福祉施設整備、⑥応急仮設施設整備、⑦避難スペース整備

ii）障害福祉サービス事業所（居宅介護、重度訪問支援、同行援護、行動援護、短期入所、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を行う事業所に限る。）、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所の場合

- ① 創設、②増築、③改築、④大規模修繕等、⑤応急仮設施設整備、⑥避難スペース整備

- ・「2 施設整備費に係る事業計画」の（1）のイについては、既存施設の取り壊し等を含めた整備を実施しようとする場合に記載してください。

- ・「2 施設整備費に係る事業計画」の（1）のウについては、仮設施設工事を実施する場合に記載してください。

- ・「2 施設整備費に係る事業計画」の（2）のアについては、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱別表1－2、1－6、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱別表1－1、1－2、1－3、5に掲げる対象経費に該当する額を記載してください（外構工事等を除く。）。

- ・「2 施設整備費に係る事業計画」の（2）のイについては、同アに定める主体工事費の2.6％が補助の対象となります。

- ・「2 施設整備費に係る事業計画」の（2）のクについては、総事業費のうち対象経費とならない額を記載してください。

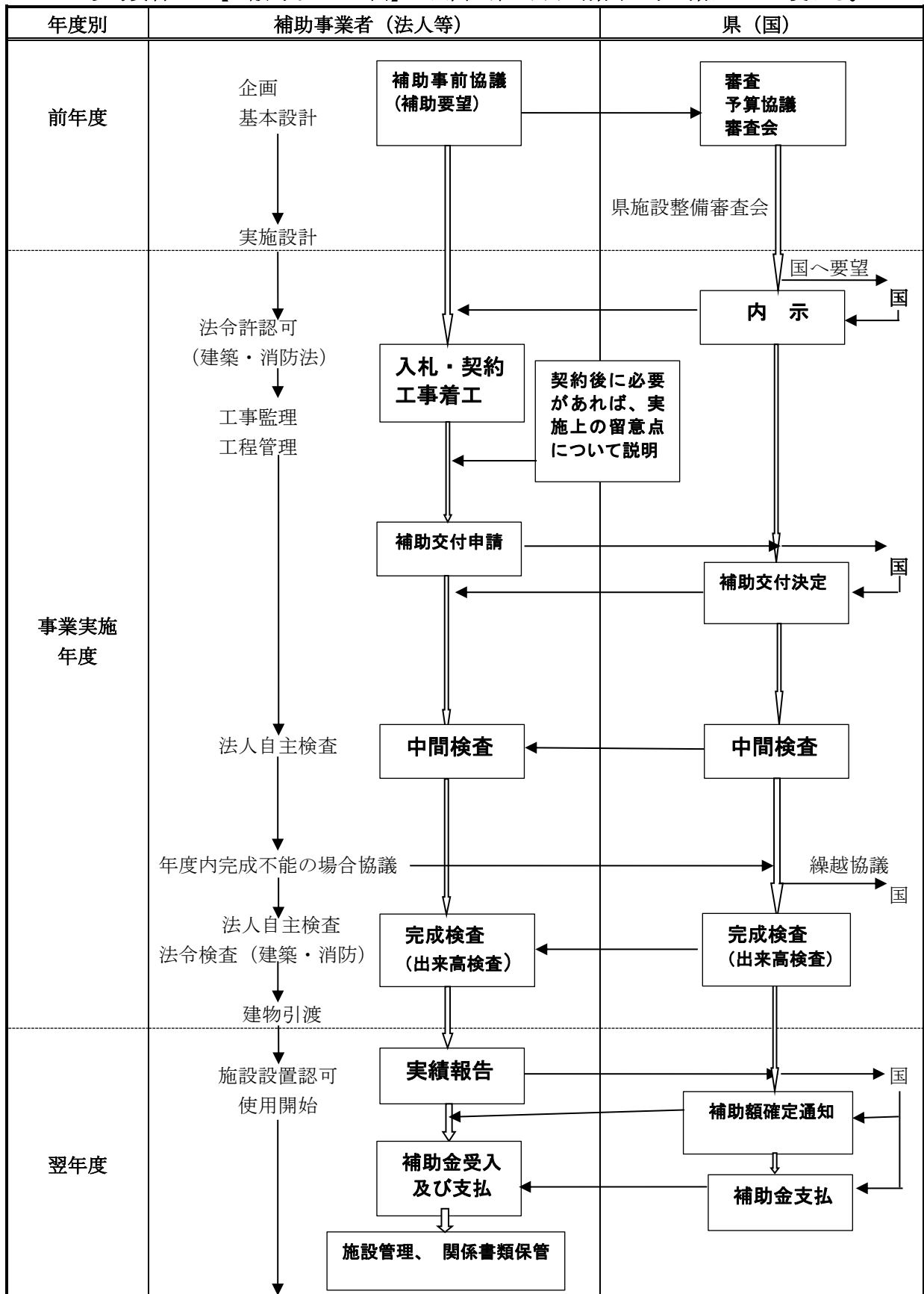
3 事業計画書②（様式3）

- ・「1 建設地の概要」については、所轄官庁等に確認の上、誤りのないよう記入してください。

4 社会福祉関係施設整備・社会福祉法人認可に係る意見書（様式4）

- ・施設整備を実施する市町（広島市を除く）の障害福祉担当部署に作成を依頼してください。

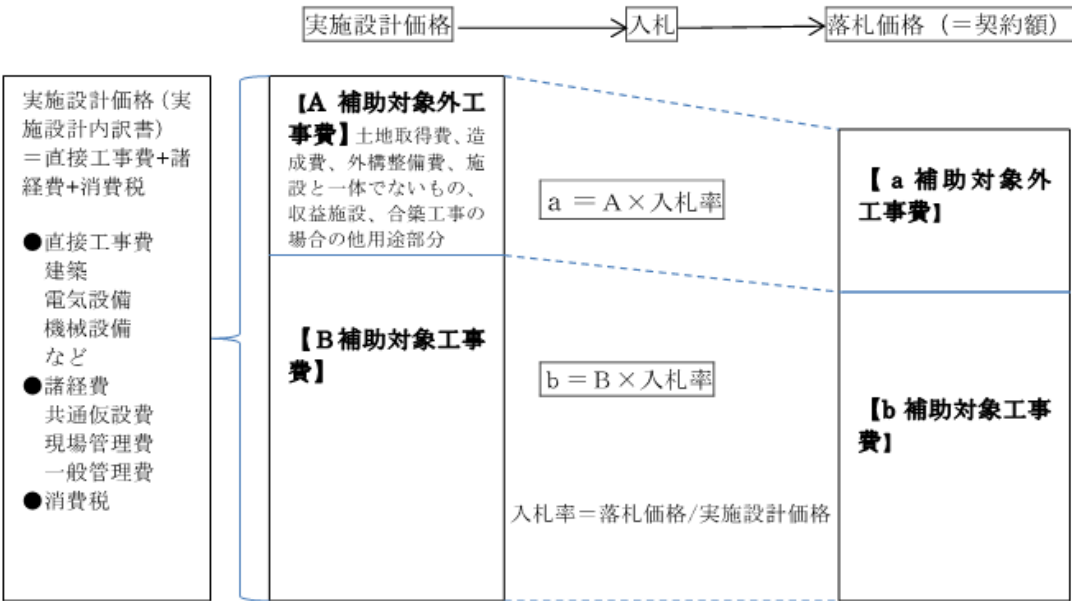
参考資料 1 【一般的なフロー図】 ※国・県の内示時期や工事工期によって変わる。



参考資料2 対象経費についての考え方

補助対象経費＝補助対象工事費＋補助対象事務費

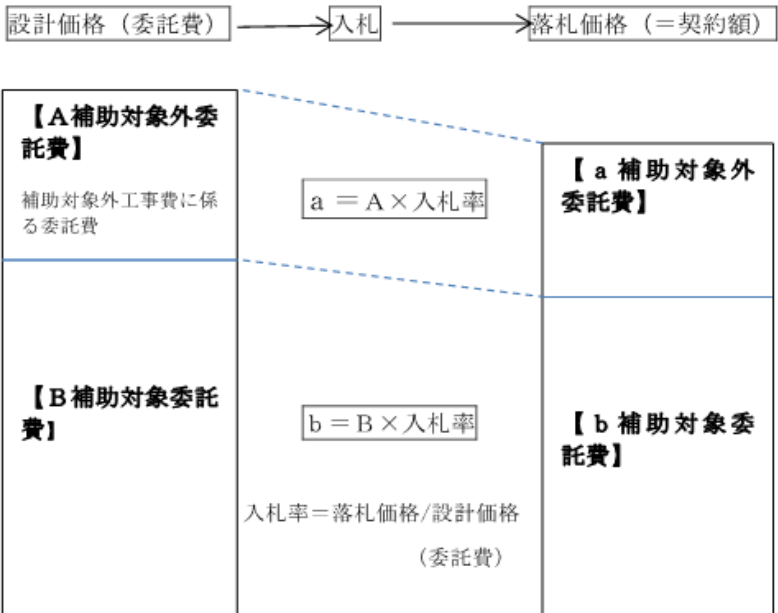
○補助対象工事費



※注意1：上図は、工事を一括発注（建築工事、電気設備工事、機械設備工事などを一括で発注）する場合である。分離発注（建築、電気、機械などを、別業者へ発注）する場合はそれぞれの額を合算すること。

注意2：上図の積算によりがたい場合は事前に協議すること。

○補助対象事務費（設計委託費、工事監理委託費）



※注意：補助対象事務費は補助対象工事費の2.6%を上限としている。

また、要綱によっては、設計費や工事監理費を補助対象としていない場合もある。